

法テラス白書（令和2年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、総合法律支援法により平成18年4月10日に設立され、以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策といった基幹業務を実施し、さらに法テラス震災特例法が令和3年3月31日に役目を終えるまで、東日本大震災法律援助を実施してまいりました。

国民の司法アクセスニーズの増大・多様化とともに業務は拡大しており、平成28年7月から大規模災害に関する被災者法律相談援助を、平成30年1月から認知機能の十分でない方々に対する特定援助対象者法律相談援助及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対するDV等被害者法律相談援助を開始し、また、国選弁護関係でも、平成30年6月から被疑者国選弁護対象事件が全勾留事件に拡大されました。これまで多くの国民の皆様にご利用いただき、また、多くの関係機関の方々に支えられて、本年4月に創立から15周年を迎えることができましたことを、深く感謝申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が国民の社会生活に深刻な影響を及ぼしました。当センターにおいても、対面による情報提供や法律相談の運営等について一時縮小等を余儀なくされましたが、利用者等の感染予防策を徹底するなどして、各種業務の継続に努めました。法律相談については、令和2年5月から、電話等を活用した法律相談を実施しており、また、同感染症に関するQ&Aをホームページに掲載するなど迅速な情報提供を行っています。

また、令和2年度も自然災害が頻発し、引き続き被災者支援に取り組みました。前年度から継続の令和元年台風第19号の被災者法律相談援助を令和2年10月まで実施したほか、令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助を同月から実施し、被害に関する法制度等について、ホームページを活用するなどして情報提供にも努めました。

さらに、令和2年7月には政府が開設した外国人在留支援センター（FRESC /フレスク）内に法テラスの国際室を新たに設置し、多言語情報提供サービスでは、令和3年1月からインドネシア語を加えて10言語に拡大するなど、外国人対応についても充実を図っています。

本白書では、このような令和2年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、特集として、第1に東日本大震災における被災地出張所に関する取組、第2に昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に関する取組、第3に外国人への法的支援に向けた取組について取り上げました。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な法的問題をはじめ、多岐にわたる法的支援ニーズへの対応の充実が求められています。皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 板 東 久美子